

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和7年8月18日（月）午後1時 議会委員会室

出席委員（８名）

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 今 城 雅 子

岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 塚 田 佳 充

中 田 利 幸 錦 織 陽 子

欠席委員（０名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聽者

安達議員

報道関係者 0 人 一般 0 人

協議事件

1 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

午後 1 時 0 0 分 開会

**○戸田委員長** ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件１、米子市議会基本条例の検証についてでございます。本日は米子市議会基本条例の検証を進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先般、皆さんに御検証いただきました内容については、まとめて記載しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それでは、次に、早速でございますけれども、1 ページ目の 2 条のところから進めさせていただきますというふうに思います。よろしくお願いいたしますと思います。

議会の活動原則、条文についてでございますが、蒼生会さんのほうがA判定でございますので、蒼生会さんのほうから御意見いただければというふうに思います。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 前回と同じくＡＢＣ判定がＡが８割以上、Ｂがおおむね５割以上、Ｃが３割満たないというところで、機械的に判断させていただきますと、うちからはＡとさせていただいております。細かいところ、条文の（１）、（２）、（３）、（４）につきましては、記載のとおりであります。

また、注釈で入れてますが、こちらのほうは特に2条のところに入れなくてもいいかなと思います。3条のところにも同じように記載をさせていただいておりますし、この議員

間討議については、ちょっとほかのところで議論が必要かなと思っておりまので、別段ここで特に記載を入れてくださいという、強くお願いするところではございませんので、(1)、(2)、(3)、(4)のところを御確認いただけたらと思います。

**○戸田委員長** ありがとうございます。そうしますと、よなご・未来さんのほうでC判定ということで、国頭委員のほうから御意見がありますれば。

国頭委員。

**○国頭委員** 記載のとおりです。議員間討議が不十分、もうちょっと何かできる方策を見つけないかなというところ。それから、全協の録画配信、議事録の開示(ホームページ上)が必要ということであります。委員会資料のホームページの公開も必要だと。議会報告会・意見交換会を開催し、議会として市民の意見を収集する取組は進んだものの、議会としての政策立案や執行部への働きかけによる政策の形成への反映は、まだまだ反映されていないんじゃないかなという考えです。

それから、会長・幹事長会議の透明性の担保が必要ということで書かせていただきました。これは30%までのCということで書いたんですけど、Bでもいいのではないかなというところ。

**○戸田委員長** Bでもいいんじゃない。

**○国頭委員** はい。

**○戸田委員長** 次に、日本共産党米子市議団の錦織委員。

**○錦織委員** 錦織です。このBとしたのは、この間陳情の審査のことについてはいろいろと対象とかありまして、この(2)で陳情の審査を米子市民に限定したことは多様な意見の収集が制限されたということで書いてますけど、ちょっとほかの条文のところにも上げてますので、このことについては。

それから、(3)で議員間討議をということで書いてありますが、これはどの、この議会の活動原則という中の(3)は、ここでいう議員間の議論を尽くすっていうのは、どのようなやり方でするっていうふうに皆さんが思っておられるのかなということで、この議員間討議を尽くして、今の私のほうでは議員間討議を尽くしているとは言えないというふうに考えていますけど、皆さんのほうの議員間討議っていうのはどういう討議の仕方っていうのを考えておられるのかっていうのも意見として聞いてみたいと思ひまして、ここに上げております。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○錦織委員** はい。

**○戸田委員長** という御意見いただきましたが、質疑等がありましたら承りたいと思ひますけど。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 2点ございまして、まずは、先ほど申し上げました議員間討議のところなんですけど、今、錦織委員からもありました。こちらの2条に関しましては、この条文に則していきますと、議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならないというところで、(1)、(2)、(3)、(4)のところがございまして、ここで評価を云々っていうところであれば、開催、議員間討議やってますよっていうような評価になると思ひます。御協議いただけたらなっていうところが、どちらかというと3条のところの(1)のところ、次

のところで協議いただけたらと思います。少し次の条文に入るので、先ほど申し上げましたとおり、ここでは割愛させていただきたいと思います。

あと、もう一点、よなご・未来さんのほうからもありました。政策立案機能のところなんですけど、こちらについては2条のところでも、こちらの原則に基づき活動はしていますよっていうところでもいいと思うんですけど、政策立案機能のところに関しましては、8条のところでは政策立案機能の強化のところがございますので、こちらのほうで詳しくさせていただきますけたらと思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

（「意見でいいですか。」と中田委員）

意見、はい。

中田委員。

**○中田委員** すみません。私どもは特に意見なしというふうにさせていただいたのは、この条例の検証ということであるので、第2条というところの議会の活動原則という条項はどういう条項なのかということ踏まえて判断をいたしました。したがって、活動原則として目指すこと、努めることというような表現で、どのような姿勢で議会の活動に臨むのかというところを表記した条文であるので、ここで、例えばこの条文には表現されていない議員間討議というさっきの言葉もありましたけど、そういった個別の開催方法とか議論の場を、そこを定める条文ではないわけです。ですから、この活動原則としていいのか悪いのか、うまくそういうふうに皆さんが努めたり、努力しているのかどうなのかということで、議員間の議論を尽くす努力をする姿勢を持っているか持っていないかというところで判断して、それはどこの、例えばどういう会議の場で、どんな形で議員間討議をしているのかというような議論をする条文ではないという判断から、私どもはこの条項としてはA判定で、特に意見なしとしたということです。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 失礼します。私どもも信風さんと同じでございます。ここの議会の活動原則ということで、我々の議会の活動において適正に行われてるかどうかと判断するならば、適正に行われてますということでございますので、私どもはA判定ということにしております。以上です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

今城委員。

**○今城委員** 先ほど信風さん、中田委員さんからおっしゃったとおりで、この条文についてどうですか、議会としてはどういう動き、どういう基本的な活動をしてきましたかというところが判断基準ですので、そういう意味では、（1）から（4）についてのことは8割方以上はきちんとやってきたということを踏まえてのA判定で、コメントもなしです。

ただ、これから3条以降、8条も含めてやっていくという中で、先ほど錦織委員もおっしゃいましたが、では、議員間討議って何、どういうものをみんな思っているところについての定義が全くなされていないだろうなっていう、それぞれに認識されている感覚って、多分26人全然違うのかなと思いますし、会派間でも全く違うだろうなっていうものもあるので、今後、ここの部分でやるのではなくて、そこはやっぱり今議会でや

るのか、次なのか分かりませんが、認識としてのものを統一するということが今後全く要らないということではなく、むしろ本当に必要になってくるのではないかなと。そういうことをきちっと合わせた上で、では、議員間討議ということをしているのかしていないのかっていうところを、今後、検証していかねばならないときがきっと来るだろうなということでは会派の中では話をしました。

あと、付け加えて言うならば、市民に対して多様な意見をつていうところが（２）にあります、意見交換会等をしっかりとやっていっているということを考えると、そこも含めてきちんとやっていけるなって。ただ、今後のこととしては、声かけや人数、対象をどうするのかっていうことは、もう少し検討していかねばならないのが今後出てくるのかなってことは意見としてありました。これは会派としての意見ですので、会派内での意見ですので、ここで申し上げることとか、付言するようなことではなく、そういうこともあるのかなという話が出ていましたということだけの報告です。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

集約を図りたいと思いますが、Ａ判定と、今、よなご・未来の国頭委員さんもＢ判定でもいいですよというような形でございましたが、錦織委員さんもＢ判定ということでございますが、何か集約に当たって御意見等ございますでしょうか。

錦織委員さん、どうぞ。

**○錦織委員** この活動原則の２条の（２）なんですけど、２項というんですかね。

**○戸田委員長** ２項ですね。

**○今城委員** ２項じゃない、（２）だね。

**○錦織委員** （２）でいいんだね。市民の多様な意見をつていうところで、これはうちの意見としてここは上げておきますけども、（３）については、これから別なところで討議されるということですので、ここは除いて、あくまでも（２）としては、これはこうだけでも、こういう考えですよと、うちは、ということなので、Ｂとしては上げておきたいと思っています。

**○戸田委員長** Ｂで。

**○錦織委員** はい。

**○戸田委員長** 国頭委員さんは、変わらずＢで。

国頭委員。

**○国頭委員** やっぱり毎回検証で多分、議員間討議、次の、奥岩委員が言われた３条でするのか、この２条についてもやっぱり議員間討議、具体的なものつていうものが毎回毎回はつきり決まらずに、評価が別にＡということやってしまうと、毎回しっかりとやっぱり議員間討議についての話し合うつていうか、この議運でまた別個にやらなくちゃいけないのかもしれないんですけど、そういったことがやっぱり必要だなと思ってますので、私はまるきりＡではなくて、Ｂにしておいて、議員間討議だけでなく、うちはほかのところも指摘してますけども、やっぱりいろんなことがまだまだ先はあるんだぞということで、Ｂでもいいんじゃないかなと思っております。Ａにしたら、やはりそこで終わってしまうのかなと思ってます。

**○戸田委員長** そうしますと、意見が分かれたけれど、ＡとＢということで、どうしますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 最初申し上げさせていただいたんですけど、A B C判定自体がAが8割、Bが5割ということですので、今、国頭委員さんと錦織委員さんのお話伺っておりますと、2条におきまして、なかなか判定が難しいなって言っておられる条項的には（2）のところ、2条でいいますと4項目ありまして1項目になりますので、これが4分の1のところ、全部駄目なのか、（2）のところが、そこそこはあるけど、全部はオーケーって言いづらいよっていうところ次第で、これがA判定になるのかB判定になるのかっていうところ、微妙なところだと思いますので、おおむね皆さん、（1）、（3）、（4）に対しては評価されてるっていうところですので、4分の3以上は達成してる、残りの4分の1のところの評価をどうするかっていうところだと思いますので、そこ次第で、8割を超えるのか、切るのかっていうところで、A判定なのかB判定なのかっていうところだと思いますので、そこを精査していただけたらと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 先ほど言ったことと関連しますけど、この活動原則っていうところで、姿勢としてのありようをうたった条文において、先ほど奥岩委員が言われたような数値化っていうのが、そもそも非常に数値化が難しい条項部分ですよ。だけど、それが感覚論で、これはもう8割ぐらいだとかという、なかなかアバウトで言いにくいかもしれませんが、少なくとも5割未満だとかというような感覚である要素というのが特に抽出できなければ、この条文の検証においてですよ、なければ、私はBという数値はなかなか判定できないんじゃないかって思いますね。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 先ほど奥岩委員の言われるのですと、（1）、（2）、（3）、（4）があるとすると、私たちが言ってるのは、（3）番と（4）番なのかなと思います。議員間討議、議員間の議論を尽くすということと、議会の運営という、市民の関心が高まるような分かりやすい視点、方法で行うということの情報開示っていうところで言わせていただけてるので、半分ぐらいかなという、及第点かなという感じです。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど、今、国頭委員さんからお話があったんですけど、そういたしますと、（4）のところも全部できてないっていうふうになると、ちょっと現状からいうところでは尽くしているはずでして、よなご・未来さんから御提案いただけてるのは、プラスアルファのところを出たらいいかなと思うんですけど、委員会資料、ホームページ公開が必要ってあるんですが、今後、検討するに当たって付言してもいいんじゃないかなとか、考えてもいいんじゃないかなというふうに考えるんですけど、これがないからといって全部できてないよっていうのは、ちょっと乱暴かなっていうような気がしますので、少し考えていただけるとありがたいなと思います。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** すみません。私、（4）番もって言ったんですけど、（1）番も当たるのかな、うちが言ってるのは、っていう感じですね。（1）番ですね。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 いや、目指してないということじゃなくて、目指してるんだけど、現状まだまだ透明性とかいうところについては、オープンにするべきところがまだまだあるんじゃないかっていうこと、まだまだ、及第点じゃなくてもまだまだやることはあるんじゃないかっていうところの評価っていうことで言ってますけどね。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 今、私たちは条文に対する検証を行ってるわけですよ。条文ができているのか、できていないのか、条文に沿った活動をしてきたのか、この3年間ね、してきたのか、してきてないのかっていうことを今検証してるわけなんですよ。検証している上で、何か足りないものがあるよということなのであれば、それは付言すべきことですよ。付言は、これからやっていく上で、ここのところが足りないからこうだねっていうことをやっていくのがこれからのやるべきことなのであって、今やるのは、この条文にある、例えば今の2条であれば、(1)、(2)、(3)、(4)についてのことがやられてるのか、やってないのか、うちの議会としてやってるのか、やってないのか、この3条になると、議員としてやってるのか、やってないのかっていうことを判断した上で、8割方やってるのか、やってないのかっていうところなのであって、今できていないことがこういうことで、ああいうことで、こういうことで、だからっていうのは、その次の問題になるんですよ。

だから、会派としてきちっと答えとして出してもらいたいのは、Aなのか、Bなのか、Cなのかっていうところを出してもらいたいと言っているわけなので、それでも、あくまでもCですとかっていうふうに、4分の1の中で、1個しか認めることできませんよとおっしゃるということなのであると、あとは決取るしかないですよって話になるので、それでもいいでしょう、そういうやり方でいいですかっていうことを一度諮っていただきたいという話、と私が思ってることなんですけど、すみません。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 すみません、ちょっと私これをつくったときにいなかった、どういう議論でここになっていったかっていうのが分からないんです、経過が分からないんですけど、ただここに書かれているものは、こういうのを目指しましょう、やりましょうねっていうことで、これが100%じゃなくっても、ここの4項目が今道半ばでもやられているんだったら、これはこうだけど、これに対して1個こういうことも必要なんじゃないかと、活動原則のところねっていうのだったら、これでは不十分ですっていうふうに、この場ではやるっていうことなんですかね。

そうすると……。

(「検証の結果のとき…」と中田委員)

検証の結果でしょう。だけん……。

○今城委員 今は違うことをやろうとしてる、そんなことをやろうとしてるってことじゃない。さっきも言ってたどこまでできてますかねっていうところの判断ですよ。

○錦織委員 をやっぱりしないと駄目なんだよね。

○戸田委員長 達成率ですよ、要は、達成率。

○今城委員 達成率です。

○**錦織委員** ちょっと、よく分かってない。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** すみません、最初きちっとお話しすればよかったんですけど、記載させていただいておりますとおり（１）につきましては、条文の（１）公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すことというふうにならなっておりますので、うちの会派としては、ここに対して議会としてこの３年間どういう活動をしたかっていう結果として、記載のとおり委員会のインターネット録画放送を開始しましたっていうのが１点、プラス、議会報告会で意見交換会を取り入れて強化してますよっていうところが２点ですので、国頭委員さんは、ここがもう完全に何もできてないですよっていうような評価だったと思うんですけど、議会全体としては２点、この３年間で強化をしたっていうような実績がありますので、あまりここが議会側からできてないですよっていう評価をするのは、少し当たらないかなというふうに考えます。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** やっぱり条例のつくりとか、各条文、条項ごとの目的っていうか、逐条の意味があるので、そこを踏まえた議論をぜひお願いしたいですね。

だから、ここで言うと、目指すこと、どこまで目指すかは議員個々によって、それは温度差や目標地点の違いはあるでしょう。だけど、議会を機関として見たときに、じゃあ、目指してない実態があるのかとか、これに反する、それから、努めてないのかとか、そういった実態があれば、そこはマイナスがついていくと思いますよ。だけど、それは今の十分だと思っている、例えば透明性の確保とか、先ほど出た公平性とかっていうところで、今でもできてると思ってる議員さんもいるかもしれませんし、まだまだ不十分だと思ってる人もそれはいるでしょう。いるけど、逆に何かこう公平性を破っているような実態があったりとか、透明性を確保するどころか、むしろ隠してるような実態があるのかっていう、そこになっていくわけですよ、この条文の表現に反するということは。

そういったところで、この議会の活動原則という条項をどういうふうな位置づけで見るのかっていうところは、これはもう、それぞれ最初の、言ってみれば前文から始まって、その目的だとか各条文ごとの意味合いっていうのが表題になって書いてありますけど、その条文のつくりをちゃんと熟知して議論していただきたいと思いますね、私は。

○**戸田委員長** ほかにありませんか。

国頭委員、いいですか。

○**国頭委員** A評価っていうのは８割以上達してるっていうことですよ、Bだったら５割。だから、８割までいってなければBっていうことですよ、一応は、考え方としては。だから、私はAとは８割以上、私は厳しく言うべきだと思ってるので、自分たちの評価なので、これはいいじゃないか、いいじゃないかってやればさっさと終わると思うんですよ、多分。今までの検証も過去もやったことありますけど、やっぱりここは厳しくやるべきで、別にここを評価が別にBであってもしっかりやってるっていうことには変わりなく、議会がサボってるわけでもなくて、という思いでやってますんで、私は別に、Cということで厳しく出しましたが、８割まではいってないかなということでBっていうこととで言わせていただいています。だから、変えて、別にCっていうわけではありません。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** すみませんが、今、国頭委員さんがとても失礼な発言をされましたので、前回、私、少なからずこの検証に携わり、副委員長もさせていただきながら携わってきた人間といたしまして、自分たちに優しくったり、厳しくないような検証は一切していません。きちっとした合議を取りながら、いろんな意見のある中で、このA B Cの判定のところからどのような内容でAにしたのか、また、どのようなところでBなのかということを、そこを、こういうところの観点はどうなのっていうことを全部しながら判定もしてきて、そして、付言すべきことはきちんと付言をして、この議会に送ってきたわけです。それは、皆さん、ちゃんと、インターネットじゃなかったけど、議会の中にもちゃんと証拠として残ってますよね。その様々な意見を緩やかにやって、自分たちに利益のあるようなことをやって、するっとやってきたみたいなことを言われるのはとても心外ですから、訂正していただくか、撤回していただかないと、これ以上進むことができなくなります、信頼性が失われますから。今議会でも同じこと、この検証として同じことやってんだよね、ほかの会派は、というような意見をもしてお持ちなんだとしたら、これ以上進めることでできませんよ。私たち本気でやるつもりはやってきましたし、前回もやりました。それに関して自分の、その会派、もしくは御本人の意見がそうではないというんだったら、きちっとその辺を述べてもらいたいです。今の発言はちょっと看過できません。委員会ですからね。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** いや、それを今城委員が言われるなら、その前の発言で、多数決やりますよと言われましたけど。言われましたけど、そっちのほうは私は数でどうのこうの、最終的に進めるよと言われるほうが、私はそっちのほうの発言のほうがおかしいと思いますけどね。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** けんかするつもりもありませんから、皆さんにどうだったのかを1回確認していただきたいです。私は諮ってくださいって言ったわけじゃなくて、諮るということにしかなくなるので、それでいいですかということを皆さんで合議をしてくださいって、確認してくださいと言ったままで、多数決で決めないけませんよって、多数決で決めるんですっていう言い方は一つもしてないと思いますよ、いかがですか、皆さんの御意見を聞きたいですけど。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** いや、そう言われますけど、私はそういうふうには聞こえましたが、受け止めましたけど、それは皆さんの判断なので。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 議事整理をお願いしたいんですが、今のそれを言うならということで、別な話を持ち出されましたけど、それは論理のすり替えで、まず1件ごとに、今城委員が訂正を求めた件について、それを訂正するのかしないのか、しないのなら、その発言はこの正式な委員会によって会議の記録として残っていく責任ある発言として我々も受け止めますし、そこをまず整理をして、あと、その後に出てきた、それを言うなら以降の部分が、そういう発言であったのかどうなのかの確認をするなら、それをする。1件1件論理を混同

せずに、きちっと議事運営で処理していただきたいと思います。

**○戸田委員長** 国頭委員、その辺はどうなんですか、訂正されますか。

国頭委員。

**○国頭委員** 私はやっぱり厳しくあるべきだということを言わせていただきましたので、別に問題だったとは思っておりません。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 国頭委員の発言は、4年前の検証のときにも、言葉はどうだったか正確にはあれですけど、ちょっといいかげんなというか、なあなあに済ましてしまったんじゃないかというような発言を私は何か聞き取ってしまったんです。そうじゃないよということを今城委員は言われました。多分、委員で実際検証されておられましたし、私も当時その場所におりましたのでよく分かりますけども、一生懸命本当に真摯になって、皆さん検証されました。そして、合議されて、検証結果を出されました。これが本当のところだと思います。

ですから、国頭委員の発言はちょっと訂正していただきたい、そのように思います。以上です。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 私は別に4年前というわけではなくて、これができて2回ぐらいは検証してるとは思いますけども、私は4年前はしてない、委員じゃなかったかな、1回目か何かで立ち会った経験はありますけども、やっぱり別に4年前と言ったわけではなくて、基本的に淡々と終わってしまうという、検証がですね、はよくないと思って発言したところでありますんで、前回のそういった私の発言で、そうすれば、非常に不快に思われたら私は訂正したいとありますが、そういった私の真意としては、しっかりとやっぱり厳しくあるべきだということを言いたかったところであります。

**○戸田委員長** ちょっと議事を止めてください。

午後1時35分 休憩

午後1時38分 再開

**○戸田委員長** じゃあ、議事を再開いたします。

国頭委員。

**○国頭委員** 私も聞いてて、前回と言ったようでして、それから、ちょっと否定するような発言があったというところもあったかと思います。そこについては訂正したいと思います。

**○戸田委員長** 皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、本題に移りたいと思いますが、今、B判定がよなご・未来さん、共産党議員団さんが、錦織委員さんがB判定でございますが、合意形成を図らせていただきたいと思いますが、いかようにしましょうか。

Bで変わらない、錦織委員さん。

**○錦織委員** はい。

**○戸田委員長** 国頭さんもB。

持ち帰る。

○**今城委員** 持ち帰るようなもんでもない。今後もこういうことが起こると思います。

○**戸田委員長** 起こりますからね。

○**今城委員** 持ち帰りたいなら持ち帰ると。

○**戸田委員長** 採決、森井さん、どげする、決取るの。

○**森井議事調査担当局長補佐** 前は一旦持ち帰って、持ち帰って、でまた上げて、そこで決を採っております

○**戸田委員長** 持ち帰りますか。

〔「はい、そうしましょう」と岩崎委員〕

○**戸田委員長** 持ち帰り。

○**今城委員** 持ち帰って変わることがあれば、お二人の。

すみません、手も挙げずに。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** すみません、委員長、手も挙げずに、すみません。

持ち帰りには異存はありませんが、持ち帰って、もう我々A判定ですから、これが変わるということはないということを前提に、判定の違うところでいらっしゃるお二人の会派の方が、委員さんが、持ち帰ったときに違う形で会派で検討していらっしゃるっていうことでしたら、持ち帰り当然だと思ってますし、その辺のところはお二人の委員さんのことだと思います。

○**戸田委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 私以外に3人いますので、今日の委員会、ちょっと聞いてませんので、こういう議論があったということで、持ち帰らせていただくっていうのはありがたいかなと思ってます。

○**戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** 持ち帰らせてもらいます。

○**戸田委員長** 今城委員。

○**今城委員** では、持ち帰りということをおっしゃいましたので、それは持ち帰りで結構だと思いますが、先ほど奥岩委員と中田委員からもお話がありましてとおり、要は、条文に対してどこまでできているのかというところですから、できていないところだけを持ち上げてっていうことではなく、どこまでできているのかというところを最大の判定基準ですよということを会派できちっと確認をしていただいた上で、持ち帰っていただきたいと思いますし、あえて言うなら、もしこの場でいろんなことを議論しようということであるとすれば、例えばよなご・未来さんから出していらっしゃる、ここはできてない、あそこができてない、こういうことが足りてないとおっしゃってる様々なことに、私自身は全く不同意ですという部分も実はありますから、それは今後の議論の中でしていけないといけないと思うところではありますけれども、そういうこともありますよということを、そういう意見も持ってますよということを踏まえて、条文に沿った内容としてどうなんでしょうかっていうことを、きちっと会派でもう一度お持ち帰りいただければと思います。

これは意見でお願いしたいと思います。

○**戸田委員長** 皆さん御承知のとおり、今の国頭委員並びに錦織委員さんのほうから、持ち帰って会派で御相談をしたい、改めて相談したいということでございますが、皆さん、

そのような内容でよろしゅうございますか。皆さんの意見をいただきたい。

森井議事調査担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 今のはAかBかということで持ち帰りによろしいでしょうか。AかBかということで。よなご・未来さんはCでしたけど、それをBに上げて、AかBかで持ち帰りということでよろしいですね。

**○戸田委員長** 持ち帰りでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○戸田委員長** じゃあ、AかBかということで、持ち帰っていただきたいと思います。

次に、2ページ目の4の2はどうでしょうか。

（「3は」と今城委員）

ああ、3がある。3、ごめんなさい、3。

じゃあ、3条について御審議いただきたいと思います。

蒼生会のほうから、よろしくお願ひしたいと思います。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど2条でも申し上げましたが、こちら3条のほうは議員の活動原則ということで同じような内容が出てまして、（1）のところで、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじることとございます。こちらに関しては、先ほど少し申し上げてしまったんですけど、記載してありますとおり合議制や議員間討議に対して理解度といいますか、それぞれの議員さんの思いといいますか、こうあるべきだっていうところが恐らく違うんじゃないかなというところがございまして、ちょっと評価が難しいのかなということを考えて、このように記載させていただいております。

また、（2）に関しましても記載させていただいてるんですけど、議会事務局機能強化必須であるとは書いたんですけど、これは先ほど申し上げましたとおり、ちょっと8条のほうの政策立案のほうに係ってくるのかなというところもございまして、なかなかこれをここで全部判断するっていうのは難しいんですけど、先ほどの2条と同様に考えていきますと、ここに関しましては（1）、（2）、（3）、総合的に見た場合に、うちとしましてはおおむね8割っていうところはちょっと難しいかなっていうところで、Bとさせていただいておりますが、どちらかというと、かなりAに近いB判定とさせていただいております。ほかの会派さんはA判定をさせていただいておりますので、特にうちとしましてはBにこだわるわけではありせんので、A判定のほうによろしいというようなことであればA判定に変更させていただきたいとも思います。以上です。

**○戸田委員長** 次に、よなご・未来さん。

国頭委員。

**○国頭委員** （1）について、先ほどと同じように議員間討議ということについて書かせていただきました。この後の、意見を把握するに当たっての政務活動費のことを書いてみんですけど、これはここではないのかなというところでもあります。Cっていうことではなくて、やっぱりBでいいのではないかなと思っております。

**○戸田委員長** じゃあ、信風、中田委員さん。

**○中田委員** 私どものところはここにもある議員間討議という、この分で議員間の自由な

討議を重んじることというのが出てくるので、ただ、ちょっと私もこの部分で苦慮というか検討に少し困ったのは、現在の条文が議員間の討議をではなくて、自由な討議っていうところをどういう場を解釈していいのかというところで、例えばここにいらっしゃる数名の人とかは日常的に議論もさせてもらってる人がいたりとか、いろいろ、どう思う、こう思うというのはやってます。この議会が言論の場であるというのはもちろんそうだし、合議制の機関であるということも踏まえた上なんですけど、この自由な討議っていうのをどういう場を想定して考えていいのかというところで、非常に苦慮というか検討に困りました。その結果、私どものほうはこの議員間討議について、以前の議運でも、よそのやり方をちょっと視察で勉強させてもらったりもしましたけど、討議の仕方というか、討議があるなら、例えば事前に申し出てもらって討議をする場面を、要は議事運営の中でつくるといようなやり方も含めて、ちょっとそういう例も前回、前回というのは前の議運のときに視察もさせていただきましたけど、その手法についてもう少しやっぱり研究する必要があるということから、この自由というところを、さっきの表現の解釈のちょっと不十分さのところも含めてBという判定に実はなっております。どこまでどの場面で自由にするのかということですね。

ですから、これは私どもがB判定にしたのは、あくまでもこの現行の条文に照らし合わせたときのその自由度というところから見た部分ですので、解釈としてそうしたことであって、むしろ今後この表現、条文そのものの自由なというところの表現、条文そのものの検討が必要だという前提で、B判定とさせていただきました。以上です。

**○戸田委員長** 次に、日本共産党米子市議団、錦織委員。

**○錦織委員** Cとしてるのは、(3)で市民全体の福祉の向上を目指して活動することっていうことで、これに関連して、全協での発言時間が回数、時間が制限されてきたっていうことは、これを目指して、福祉の向上を目指して活動することができなくなったんじゃないかと、制限されることになったんじゃないかということ、特にCにしました。

それで、前段のほうの2条で議員間討議ということを上げてましたので、ここで議員間討議っていうのを議論を進めてもらいたいなという気持ちがあります。理解度に違いがありっていうのが、そここのところが皆さんがちょっとどういうことを想定して、この議員間討議っていうことをいつてるのか、議会の外でいろいろ議論してるのも議員間討議になるのか、例えば委員会なんかで、今でいうと委員会は執行部に聞くとか、そういうことなので、そうじゃなくって、それを受けて議員間で討議するっていうことも考えてるのかとか、いろいろな捉え方があるので、そこはちょっと分かりやすくしたほうがいいのかなというふうに、ここはちょっと活発にしたほうがいいんじゃないかなと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 活発にね。ありがとうございます。

それでは、質疑に移りたいと思います。

質疑がありますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 質疑っていうわけではないんですけど、うちもですし、国頭委員、中田委員、錦織委員さんも、皆さん、やはりこの議員間の討議のところはどうなんだろうっていうところを少しもやもやと思っておられるのは共通かなと思いますので、この条例検証とか条

文がどうこうっていうわけではないんですけど、この検証終わった段階で次の議会の動き方といいますか、段階、ステップといたしましては、ここの議員間の討議っていうのはどういうもんなんだとか、どういうふうにすべきだっていうのをやはり皆さんで一度議論をして、こういった形ですよっていうようなのをやる機会があってもいいのではないかなと思いますので、ちょっとこの3条のところのA B C判定のところと言うのは少し尚早かもしれないませんが、この検証の段階では、ちょっとこの議員間の討議っていうのは今後考えていくべきじゃないかなっていうようなのは、付言として委員会として残したらいいのではないかなと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** うちは何も書かずのAにしているのは、ここの条文の題名が議員の活動原則ですからね、議員の活動原則としてどうなのかっていうところで、まず1点目の言論の場である、合議の場であるっていうことはもちろん当然として、議員間の自由なが、先ほどのどうなのっていうところはあるんですけど、討議を重んじるっていうふうに書かれてあるまず(1)に関しては、当然のことというところを踏まえた上で、議員間の討議っていう部分に関して言えば、どういうふうなこと考えてるとかっていうのは、我が会派では、もちろん議員間ですからきちっとやってますし、どう思うのかっていうことも、どう考えるのかっていうこともやってますし、それから、他会派の方等のことも、先ほど中田委員さんもおっしゃったように、これについてどう思うとか、こんなことがあったけどどうだろうかっていうことは、個々に、個別にはきちっと話しているのは、これを討議と言わないんだったら、どこでどうするんですかっていう話もあるので、きちっとやってるよねっていうことをまず第1番目として、やってるよっていうことを別に緩やかに言ってるわけではなくって、実際やってることをきちっと検証した上でのことです。

もう一つ言えば、今後のっていうふうに奥岩委員さんがおっしゃったんですけど、議事録にも残るということを踏まえて、例えば委員会であったとしても、当局に質問するっていう内容の中で、やはり皆さんで理解を深めるために奥岩委員さんがこういうこと聞いてくださったっていうことを踏まえたりとかすれば、では、私も今の奥岩委員さんが聞いてくださったことについて、こうではないかというふうに思うんだけど、どうですかっていうことを委員会でもちゃんと聞いたりしてるし、最終的には、議決をする段階では、我々の自分の意見として考えてきたこととかとして討論してるわけなので、そこが最大の議論の、討議の場であるということを考えると、ずっとやってきてるよっていうことがあるので、私たちはそういうふうに、当然のこととしてのことを書かなかったのがごめんなさいなんですけど、というところがあるということと、2のところでいうと、我が会派としては常に、皆さんもそうだと思いますが、常に市民相談っていうのをやっていますので、市民の方からこんなこと困るととか、こんなことどうしたらいいっていうことをお聞きしたものを行政につなぎつつ、いろんなことを、そのことを通して議会の質問もしてきて、いろんな課題を変えていくっていうこともこれまでずっとやってきていますので、やってるよっていう意味で、何も書かずですが、やってるよっていう認識です。

当然、そのためには自己研さんもしないといけないわけなので、どういうふうなところがネックになってるかっていう、条文だったりとか、それから、法律だったりとかっていう

うところについての自己研さんしないと話はできないわけなので、当然やってるよっていうところですね。

だからこそ、市民全体の福祉の向上を目指してやってるよねっていうところなので、もう何も言うことなくAです。これは議員としての活動原則なので、当然やっていますという意味でやっているところなんです。議員間討議の先ほどおっしゃってた定義ですよ、どこで、どういうふうに、どういうことがそうなのかっていうところの定義のありようによって、ここがAなのか、Bなのか、Cなのかっていうことになってくるのであれば、ここにおいていうと、その定義をどうするかっていうことは後にやらないといけないことだと思うので、そういう後にやるべきことを抜いて、じゃあ、この条文についてどうですかっていう判断をするほうがいいのかっていうふうに、私は今思っていますということです。以上です、すみません。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 大体言わんとすることを全て今城委員が言われましたので、多分同じ、同意見になります。条文の議員の活動原則ということで照らし合わせてみまして、いろいろ会派間でも話し合い、A判定で持ち出しました。(1)、(2)、(3)、それぞれ議会議員として市民の負託を受けてしっかりと市民の声を聞きながら活動してるということと、あと、議会運営、委員会運営においても委員、議員のそれぞれの意見をしっかりと反映させていただいと、そういうことを繰り返しながら合議をしているっていうのが現状だと思っておりますので、A判定でよろしいかなと思いました。

あと、いろいろこれまでの議論を聞いてみますと、いろいろ手法について研究してみる必要もあるよねっていう意見もありましたけども、それも一理あるよなと思っております。それはちょっと付け加えておきまして、現時点ではA判定で主張したいと思います。以上です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、自由創政さんがA、蒼生会さんがB、よなご・未来さんがBだと、公明党議員団さんがA、信風さんがB、日本共産党米子市議団がCということでございますが、意見集約が図れれば図りたいと思いますが、いかようにいたしましょうか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほども申し上げましたとおり、うちはA寄りのBということで出させていただいておりますので、AでしたらAでよろしいかなと思います。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今の表現でいくと、私もA寄りのB。といいますのが、先ほど言いましたように……。

A寄りのBということになると思いますが、というのも、先ほど言いましたように自由の討議の場っていうのをどう設定するかということで、先ほどいい例が実はあって、自由な発言を許可できるように、今、さっき委員長が議事進行で暫時休憩をさせて自由に意見交換ができる状態をつくってやると。要は、そういった場面設定が適切にできていて、ここでは先ほど今城委員からもありましたように議員の活動原則で、内容はほとんど常識論的

な倫理観というか、議員としてあるべき倫理観っていうか、そういったことが書いてある部分ですので、そういった面においては現在の部分で、さっき言った自由な討論の場も委員長采配で確保されました。そういったことでできているのではないかというふうに、私どものほうはAに合意をしていくことについてはやぶさかではないと思っております。

**○戸田委員長** ありがとうございます。

錦織委員さん、Cですか。

**○錦織委員** 皆さんの意見も、議員としてのあるべき姿はそうで、私たちっていうか共産党の市議団が、じゃあ、これに全然合ってなくて、何もやってないかというわけでCをつけたわけではなく、当然やるが、そのやるにも制限を受けてしまったという、この間制限を受けてしまったということでCを出してるので、これがAに変わるっていうことはちょっとないですけども、一つには議員間の自由討議ということの、これは付言として残すっていうことじゃなくて、ここでそのことについていろいろ討議するわけではないんですか、ちょっと聞いてみますけど、逆に。その議員間討議はどういう場面で、どういう内容でっていうのをみんなの統一した、何ていうか、認識にするような作業はここではしないということですか。そういうことが必要ですねっていう…。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 委員長ではないんですけど、前回の検証のときにも議会運営委員会のメンバーでしたので、私の記憶のところで話させていただきますと、全体のこの条文検証させていただいて、こうでしたよっていう評価と、議会全体の意思として付言を残してっていうところで、次に申し送りました、前回は。

それを基にいきますと、先ほど2条のところでもお話をさせていただいたんですけど、今期に関しましてはこの委員会のネットの録画放送が入ったりですとか、そういったふうに付言を基に次変わってきたっていうようなところもありますし、それを基に、議会としてどういうふうにやっていこうかっていうところがございますので、ちょっとこの検証のところで全部やるっていうのはなかなか、それが理想かもしれないんですけど、難しいかなと思いますので、議会の意思として次に引き継いでいくっていうことは可能じゃないかなと思って、今回も同じような感覚で検証に私は入らせていただいておりますが、そういう理解でよろしいですか、委員長。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今、奥岩委員が言われましたけど、あくまでも検証して、まず評価を、今、現行の照らし合わせたときのどう評価するかっていうところの評価を出す、まとめるというのが第1段階の役割というか、今求められてることであって、先ほど来いろいろ出ているような、その評価をするに当たって例えば不十分だと思っておられる委員さんが不十分の根拠を示したりとか、そういった議論を通じてその評価の結果っていうのを出していくわけですから、それが議論ということの中で出てくれば、それを踏まえた評価としてベースが出来上がってからどういうふうに、じゃあ、それを改善させていくのか。これは、当局がよく出してくる事業評価にしたって何にしたって同じことで、その場で結論を、次、じゃあ、こうしろとかっていう話にはならないわけで、まずはしっかり検証をして、評価をするというところの段取りで今進んでる話だと思います。

**○戸田委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** すみません、なかなか理解ができなかったんですけど、意味は分かりました。ただ、それにつけても、ちょっと変わらないですね。

○**戸田委員長** Bにもならない。

○**錦織委員** はい。ここに私が書いている内容からすると、これをここに持ってくるのはおかしいよっていうことがもしかあるんだったら、これはここで検証すべき項目でしょうってというような、指摘があるんだたらここは外してしまってもいいと思うんですけども、今の段階ではちょっとここを、このCを、じゃあAにしますっていうことはちょっとできません。議員間討議のことについては、今の検証だとかのそういう、何ていうの、段取りっていうのは分かりましたけど、すみません。

○**戸田委員長** Bというにはならないですか。Aか、持ち帰るにもAかBということで。

○**錦織委員** まあね、ぱっと見たときにBが多かったけん、あ、いろいろとあれだなんていうふうに思ってたけどね。

○**戸田委員長** Cのままですか。

○**錦織委員** そうそうそう、はい。

○**戸田委員長** Cのまま。

○**錦織委員** はい。

○**戸田委員長** 国頭委員。

（「別に私に合わせなくてもいいですからね、うちもちょっともう持って帰らんと。」と錦織委員）

○**国頭委員** Bのままで。

○**戸田委員長** Bのままで。事務局、ABCでいいの。

〔「いいです」と森井議事調査担当局長補佐〕

○**戸田委員長** そうしますと、自由創政さんがA、蒼生会さんがAに近いB、よなご・未来さんがB、公明党議員団さんがA、信風さんがA、日本共産党米子市議団がCということで、持ち帰りということでよろしいですか。

中田委員。

○**中田委員** ぜひ、錦織委員さんのほうにお願いしたいのは、ここに書かれている根拠が、全員協議会での発言の時間、回数が制限というのがあるので、これが条文の議員の活動原則の中身かどうかということも踏まえた持ち帰り検討をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○**戸田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 中田委員さんと同じです。先ほどは申し上げなかったんですけど、持ち帰りされるっていうところであれば、錦織委員さん、そのところも確認していただいて持ち帰っていただけたらなと思いますんで、お願いします。

○**戸田委員長** じゃあ、錦織委員さん、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、持ち帰りということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、4条の2項、会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、必要に応じ会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとするということでございまして、それでは、いつも蒼生会さんからですので、日本共産党米子市議団さんからお願いしたいと思います。

錦織委員さん。

○**錦織委員** やはり合意形成に努めるものとする、会派間で調整を行いということですが、これは全会一致でなくこの間進められてきたことがあるんで、Bというふうに、全会一致にすべきであると。全部が全会一致じゃなかったっていうわけではないので、これは一致にすべきであるというふうにB判定にしました。

(「ちょっと視点が違う。」と今城委員)

○**戸田委員長** 会派はだけんな。

○**錦織委員** 会派の中での話、これ。

○**戸田委員長** 会派は、だけん全会一致にすべき。

(「ああ、ここか。」と錦織委員)

ちょっとそぐわないです。

(「会派はこういう…、会派はこういうふうにすべき…」と中田委員)

ちょっと次に、よなご・未来の国頭委員。

○**国頭委員** 会派はって、にしたら、何かうちもちょっと違うのかな。

○**戸田委員長** 合わないよ。

○**国頭委員** 全員協議会の発言ルールについて書いてますけど、会派がっていうことだったら…。

(「代表者のことを書いてあったりする、変だよね。」と岩崎委員)

○**戸田委員長** まあまあまあ、まだ発言中なんで。

○**国頭委員** どうでしょう、ここでやってるのは合ってますか。違うようでしたらあれです……。

○**戸田委員長** いいですか。

錦織委員。

○**錦織委員** これは、会派ということに絞ったことだったら、まあ別に当然のことなので、もうこれはAです、Aです。まあ当たり前のことでしょという感じだから。

○**戸田委員長** Aでいいですか。

○**錦織委員** はい。

○**戸田委員長** 国頭さんはどうですか。

国頭委員。

○**国頭委員** 変えられましたか。言いたいことは、この後ろのやつはちょっと、下のほうは議長がっていうのはちょっと私もよく分かんないですけど、上のほうについてちょっと違うようでしたら、別にAでもいいです。

○**戸田委員長** Aでいいですか。

○**国頭委員** はい。

○**戸田委員長** ということでございますが、皆さんAですので、Aでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** 意見集約図らせてもらっていいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**戸田委員長** そうしますと、5条の1項、蒼生会さんからお願いします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらにつきましては、A判定評価にさせていただいております、情報発信については、現在テレビ中継、ネット配信、委員会の録画配信、議会だより、報告会、ホームページなどによりっていうところで、説明責任果たしていますよってというような形で載せさせていただいております。以上です。

**○戸田委員長** 次によなご・未来、国頭委員さん。

**○国頭委員** 書いてあるとおりです。

**○戸田委員長** よろしいですか。

**○国頭委員** はい。

**○戸田委員長** それでは、信風さん。

中田委員さん。

**○中田委員** うちの会派がここのところに書いてあるのは、ホームページ、議会だよりということで、この間取り組んでいろいろと改善を図ってきたという前提の上ですが、あとはちょっと小さいことなんですけど、文字がまだ小さいという御意見を入れるのか、そういう声が寄せられてたり、先日、四市の議員研修会でも、じゃあどれだけの人が読んでますかっていう御意見もあったりもしましたけど。

細かいことの部分でいくと、いろいろ御意見は聞いてますので、ここの、市民に対する説明責任を果たさなければならないというところで、どこまで伝えることができたかという自己反省も含めた表現として、こういう表現にさせていただいてます。ただ、付け加えておきますと、例えば文字を大きくするとページ数が増えて予算がかかる、お金の金額が違ってくるとか課題がいっぱいあるので、この間の議員研修会ときの先生の御意見等も含めて、今後の在り方は検討していく必要があるのではないかという意味での評価にさせていただいております。

**○戸田委員長** 次、錦織委員さん。

**○錦織委員** 100%ではないですけども、この間インターネット中継を実施したり、それから、いろいろホームページの情報発信についても前進を、ホームページじゃなくて議会だよりですね、そういったことを改善したりとかっていうことで努力はしてきています。それで、さらに、まだ実施にはなってないですけども、聞こえづらい方たちに対することも、今できつつやっているので、これは8割と考えてもいいんじゃないかなと思ってAにしました。

**○戸田委員長** そうしますと、自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんがB、公明党議員団がA、信風さんがB、日本共産党米子市議団がAというようなことでございますが、意見集約を図らせていただきたいと思います、何か御意見はございますでしょうか。

中田委員。

**○中田委員** あえて言いますと、A寄りのB、そういった課題があるということだけ議論の中で、先ほどの意見の中でそういう課題が残っていることを踏まえた上で、Aに変更することはオーケーとさせていただきたいです。

**○戸田委員長** よなご・未来さん、どうでしょうか。

国頭委員さん。

**○国頭委員** この場ではちょっと難しいので、もしあれでしたら持ち帰りをさせていただ

きたいと。

**○戸田委員長** 持ち帰り。持ち帰らせていただきたいということでございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいですか。

今城委員。

**○今城委員** すみません。Aであるということを踏まえてと、先ほど中田委員さんもおっしゃってくださったので、会派としては情報発信の仕方について、やっぱり今後いろんな形で考えていかんといけんよねっていう意見が出たということを踏まえてのAなんですけれど、持ち帰るについてのことで、一応、今、よなご・未来さんがBということで、あとの会派は皆Aっていうことになってますので、持ち帰られて変わるのか、変わらないのかっていうところも踏まえて、変わらないっていう、持ち帰って皆さんの意見として全く変わらないっていうことだったら、もうここで決を採らざるを得ないっていう状態になるとは思ったりするんですけど、変わるかわからないかも含めて、持ち帰らないと検討がちょっとってということであれば、全権というか責任取れないということなのであれば、持ち帰りには異論はないです。

（「委員長、ちょっと一言」と岩崎委員）

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** これは、全体の検証にも当たるんですけど、今日こうやってもう既にいろんな意見が出ました。最終的には、いろんな意見とか、今後こうしていくべきだよねという建設的な意見もあったわけです。これ委員長ちょっと質問ですが、最終的に委員長報告について、付言事項みたいなものも取りまとめて、最終的に報告されるべきものと思ってますが、そういう取扱いでよろしいですか。したがって、要するに付言事項にこういうものは落とし込んでいくべきだよねっていうのを、また最後に話し合うべきだとは思ってますんで、その辺のところちょっと確認させてください。

**○戸田委員長** だから、中田委員さんがおっしゃったように、検証させていただいて、検証をまとめていくと、その結果で付言事項があれば、付言事項をまたきちっと整備をさせていただいて、また議会のほうに報告させていただくという流れで私は思っておりますが。

**○岩崎委員** そうですね、それでいいです。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 今まででもそうなんですけども、Aなりの記述があって、Bにしてる記述もあるんですけど、もしもBをAにするならば、Aだけでも指摘するべきところ、書いてあるところは、報告にもし記載していただくというようなところもあれば、私は別にAでもいいかなと思っておるんですけど。Aだけでも、やはりこういったところも指摘するべきところがあるということですね。いわゆる岩崎さんが言われた付言事項みたいなところで……。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 国頭さん、みんながみんな、じゃあ指摘事項に上がるかって、絶対にそういうものではないですので、これは予算決算委員会の委員長報告でも一緒に、委員の、全委員の意見が集約できて初めて付言事項を議場で発表するというような流れになると思いますので、そこだけは押さえといてください。それを含めて、持ち帰り検討っていうことは

あり得ると思います。以上です。

○戸田委員長 国頭委員、よろしいですか。あくまでも持ち帰りということです。

○国頭委員 できればお願いしたいんですけど。

○戸田委員長 ここでは判断はできないということでございますでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 だから、BがAになるかっていうことを言っておられたんでね、それも含めて持ち帰りをさせていただきたい。

○戸田委員長 じゃあ、持ち帰りということで、AかBか。

次に移りたいと思います。次に、5条の第2項、議会は、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開とするということでございます。

それでは、蒼生会さんから、全て公開する、これはよろしいですね。

よなご・未来さん、国頭委員さん。

○国頭委員 ダブって書いてますけど、結局、全員協議会の録画配信と資料・議事録のホームページの公開が必要だと思ってます。本会議の印刷製本は不要ではないかということで書かせていただいています、Bですね。

○戸田委員長 日本共産党米子市議団、錦織委員さん。

○錦織委員 全員協議会の会議録をホームページで公開していないってということでBにします。

○戸田委員長 意見をいただきましたが、何か質疑がありましたら承りたいと思います。

中田委員。

○中田委員 これは条文に照らし合わせたときに、原則公開という原則の部分をどのように捉えて、その充実度の話の内容での評価になってるんでしょうか。

○戸田委員長 国頭委員さんか錦織さん。

錦織委員。

○錦織委員 原則公開ということは、原則が公開ってあるんだったら、全員協議会っていうのは、やはり中身としては住民に関心のあるものが多いと思うんですね。ですから、そういった会議録をどういう意見が、特に全員協議会っていうのは、議案の提案っていうこともあるんですけど、例えば原発だとか、これまで産廃だとか、それから、何がありましたかね、最近では米子市庁舎問題のあれもあったと思うんですけど、やっぱりそういうところで、ホームページで会議録を公開していないので、そういったところを公開するっていうのが、そこまでが原則になるんじゃないかなというふうに考えておりますけど。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっと議事進行で整理してもらって。先ほどの最後のところで、そこまでが原則って言われましたけど、基本的に条文で原則という用語を使った、この原則の表現の解釈のことを私は聞いてるわけで、これが要は、どこまでの満足度を踏まえての話が、言ってみれば全面公開、全て公開が、言ってみれば大原則だというような表現がいいのかどうか分かりませんが、原則っていう用語の捉え方次第で、これが条文として、その原則がそういう広範囲なものであったとするならば、米子市が持っている各条例で、この原則という言葉を使っていることの解釈はかなり変わってくるものがあると思います。だから、非常に大事な表現の一つがこの原則だと思うので、そこは条例をあくまでもジャッジ

するのであれば、はっきりさせていただきたい。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 条文を見ますと、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則、全ての会議ってということで、今までしてないというところにも、順次インターネット中継だとか、委員会の公開だとかしております。なので、やはり全員協議会は先ほども言われたように、私は市民に見てもらいたい、議会もそうですけど、重要案件であると思っておりますので、それについては普通に、一般的に全協も市民の人に傍聴にも入ってもらえるような形になってますので、これは来れなかった人に対してもしっかりと録画配信等を、情報公開を同じようにしていくべきだと思っておりますので、言わせていただいております。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** すみません。私が考えているということと言うのが正しいかどうか分からないんですけども、かつて私、委員長をさせていただいていたときに、これは委員会ですからね。委員長をさせていただいていたときに、当局から出てきた報告案件、また検討すべき内容の中で、どうしても個人が特定されたりとか、また、いろんな契約上の問題とかで、これはもう秘密会にしなければならないという案件がありました。当然、会議そのものは全て公開してる、委員会ですからね。全て公開し、その当時はインターネット中継等はありませんでしたけれども、委員会室できちっと傍聴もしていただいた形で公開をしています。ですが、この部分だけはどうしても様々な検討をした上で、これは秘密会にしなければならないということがあったので、それは委員長がきちっと、当局とも、また副委員長とも相談した上で、これは秘密会にしますっていうことを宣言したので、当然傍聴の方も報道の方も一切出させていただいて、公開をしないっていう形で、秘密会ですから、その部分だけは全部そういうふうにして執り行いました。当然、秘密会ですから、そこで行われていた内容であったり、どのような議事が進んでいったのか、各委員がどういう意見をしたのかということかというようなことも一切、秘密会ですから外に漏らさないということを、委員長としてきちっと皆さんにお伝えした上で委員会をしたという経験があります。そういう意味では、原則公開をしているけれども、どうしてもその部分はっていうところは、原則にのらないところは必ずあるけれども、原則そのところは全て公開していますよっていうところになるような意味での原則だと私は思っているんです。そういう意味では、全員協議会も公開はしていますし、ただ公開の仕方がインターネット中継だったりとか、生の配信だったりとかということが、それが全てがそれをしないことが公開ではないというふうに定義するのかなのかっていうことになる、私はそれは定義をしてはいけないと。公開っていうのは、皆さんにいつでも見ていただけるっていう状況をつくるというだけではなくて、市民の皆さんがそこに来ていただいて、聞いていただけるという状況があれば、当然それは公開として扱うべきだと思うので、インターネット中継ができていないから駄目とかっていうような扱いで、これは公開するに当たらないというようにするのは、ちょっとこれは定義が違うなというふうに個人的には思っているところがあるので、それはちょっと申し添えたいと思いますが、先ほどの原則というところっていうのは、そういう形での原則だと私は思っているというふうに、私のこれは意見です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

錦織委員。

**○錦織委員** 先ほど、秘密会だとか個人面、プライバシーに関わることを公開しないってことは当然のことなので、原則公開とするということの、その一つだと思いますけども。原則公開すべきだというふうにこれ提示してあるのは、今はできてないけれども、全員協議会だとか会議録だとか、そういうものも私は含まれているというふうに思うんです。どこまでするのかっていうのは、それはその時々、の議会在、何ていうか、進行っていか進路を進めれば、これは原則公開っていうものが、何ていうのかな、公開する部分がどうしても広がると思うんですよね。だけど、あくまでもそういう個人のプライバシーだとか、そういったことは公開としませんという意味での原則だというふうに、最終的には私は思っています。

**○戸田委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 情報公開にしても、原則は公開じゃないですか。これにしても秘密会じゃないじゃですか、全員協議会、秘密会じゃないじゃですか。それも生中継って書いてないです。録画配信ということで書かせていただけてますけども、やはり実際にあったってことを、後でもしも何か修正があれば修正して、録画で配信すべきだということで書かせていただけてますので、お願いいたします。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

中田委員。

**○中田委員** 議論がかみ合っていないんですけど、ここの条文で使ってる原則という用語について、どういう用語として捉えてるのかを私は聞いたわけで、それぞれの委員さんが出してきた中身の解説を聞いているわけではありません。よくあるパターンでは、原則公開だけでも、先ほど一つの例として今城委員さんが言われたように、公開できない場合があるとか、要するにそういう場合は通常はただしってというのがあって、これこれこういう場合においてはその限りでないとか、そういったただし書がついてることが多いんですが、ここにはそのただし書がない、原則公開とするという表現しかないんですね、この条文には。その原則をどう捉えるかっていうところなので、基本は公開ですよと、でも公開できない場合がありますよというふうに捉えていくのが、原則を使うとき私は多いとは思いますが、皆さんそれぞれはどう捉えてるんですかということ、用語の捉え方を聞いているわけ。そういったことを私は言ってるので、公開できない場合があるということを前提に書かれているんじゃないかということ、を言ってるので、公開の度合いがこの評価になるような条文ではないということ、を申し添えておきたいと思ひます。

**○戸田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** そうしますと、意見集約を図らせていただければと思ひますが、自由創政さんがA、蒼生会さんがA、よなご・未来さんがB、公明党議員団がA、信風さんがA、日本共産党米子市議団がBということでござひますが、いかがに集約を図りましょうか。

よなご・未来さんももうそのままBということで変わひませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 変わひらずということ、でしたいと。

**○戸田委員長** 錦織委員さんは。

錦織委員。

**○錦織委員** 変わりません。それで、ちょっと質問させてもらっていいでしょうか。蒼生会さんや信風さんは公開していると、全て公開しているってということなんで、ちょっとその全て公開してると、公開してるとのあれが違うんですけども、全てということになると、公開の度合いが、今言ってる場合じゃないということの中田委員さんが言われたので、全て公開しているってものの、原則ということとの関係ではどうなんでしょうか。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私どものところは公開しているということで、この条文に照らし合わせた場合の公開するかしてないかは、基本的にこれに書いてあるとおり、原則公開をしている。全ての会議というのが対象で、その全ての会議を原則公開として。要するにどの会議を対象とするかというところでは、議会の正式会議は全て対象としている、その部分は原則公開されている。私どもの解釈は、先ほどちらっと触れましたけども、ただしっていうのが、公開が制約がかかる場合があり得るということでこの原則を解釈しておりますので、基本公開してるということで、この条文に照らし合わせた場合はA判定ということで解釈しております。以上です。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは原則のところからお話をさせていただきますと、先ほど中田委員さんおっしゃられたとおり、原則っていうのは、ここで皆さんに対して言うような話でもないんですけど、条文の話ですんで、基本的にはこうこうですよ、中田委員さんおっしゃられたとおり例外もありますよ、都度都度その場合は考えましようとか、こういった場合はこういうのもありますよって、かなり弾力性を持った条文だと認識しております。錦織委員さんの御質問なんですが、全て公開しているということで、書き方がちょっとまずかったかもしれませんが、秘密会以外は全て公開となっておりますし、全て、秘密会以外は全て傍聴人さん入ってきてできるっていうことで、公開で基本やっておるので公開というふうに書いております。解釈の違いかなと思うんですけど、錦織委員さんと国頭委員さんのお話を聞いてますと、ホームページで載っているとか、インターネットで見れるとか、そういったところが公開っていうふうに取り立てるかもしれませんが、基本的には会議は全て公開っていう形でやっておりますので、特にこれがどうこうっていうふうには思っておりません。以上です。

**○戸田委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 結局、全ての会議を公開してるかどうか、その公開の中身ですよ。公開はされてる、確かにされてるけれども、やはり公開するに当たって、より市民が理解しやすいように、公開に当たってはもう少し充実させたほうがいいじゃないかということのうちBにしてるんですけど、そういうことはこれの対象にならないっていうことになるってことですかね。

(発言する者あり)

いや、ちょっと待ってください。そしたら、いや、公開してるのに実は公開してない会議があるんじゃないかっていうときだけが、ここが検証の対象になるっていうことになるんですかね、そういうことを言われると。

**○戸田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 元に戻ってお話をさせていただきますと、この5条の2に関しては、A B C

判定でした場合おおむね8割程度やっていますよっていうところで、先ほどの中田委員さんのお話も含めまして、公開されてるっていうことでA判定をさせていただいております。その上で、錦織委員さん、いろんな市民の方の御意見を伺っておられて、こういったところが足りてないんだってようなお話があれば、その件に関しては検証してもいいかなとも思いますし、ただ条文、条例の検証に当たっては、やっているところはやっておりますので、ここはABC、8割なのか5割なのか3割なのかってような評価でいけば、私どもの会派といたしましては、8割満たないというふうには考えられませんので、A評価かなと思っております。今後については、いろいろと課題はあるっていうのは皆さん認識されていると思いますので、そのところは評価が終わった後で、先ほどのほかの条例と一緒に、考える余地はあるのかなと思います。以上です。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 B判定にしていますが、そういう含みを持たせるということであれば、5条の1ですかね、そこみたいに、まだ8割だけれども8割はできているよと、あとはホームページで会議録なども公開するとか、そういった検討の余地はあるけど、一応公開は進んでいますよということの判断であれば、これをAに変えてもいいと思います。

○戸田委員長 Aにね。

○錦織委員 いいと思いますって言い方はおかしいので変えます。これだけで言えばね。課題は皆さんが持っておられるということであればね。

○戸田委員長 国頭委員さん、どうですか。

(「続きが欲しい。」と錦織委員)

○国頭委員 私も錦織委員と同じで、附則みたいな形で全員協議会の公開っていうことについて、もう一つ踏み込んでいただければいいのかなと思っております。逆に、全員協議会の公開を、これ以上何が難しいのかなと思っておりますので、その辺りを検討も含めていただければなと思っておりますけど。

○戸田委員長 それじゃあ、Aということによろしいですか。どうですか。

○国頭委員 そういうことでしたらAでもいいと思います。

○戸田委員長 それでは、意見集約を図らせていただきます。Aということによろしいということで、Aでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、はぐっていただいて3ページ目をお開きください。3ページ目の5条の第3項、蒼生会さんからいきますか、蒼生会。

奥岩委員。

○奥岩委員 これも苦慮してAにさせていただいておりますが、記載のとおりで、専門調査ですとか公聴会については実績はなかったんですけど、請願・陳情に関しましては参考人招致を行っているということで、Aにさせていただいております。以上です。

○戸田委員長 よなご・未来、国頭委員。

○国頭委員 議会としての専門的な調査活動や公聴会制度の活動がまだ十分ではないということで、CとしておりますがBでいいと思います。

○戸田委員長 Bで。

信風、中田委員。

○**中田委員** 参考人招致はされておりますので、そういう部分でこの条文に照らし合わせたときに、公聴会制度とか、この間それこそ講師の先生から、こういったことがもっとできるっていうような話もありましたけども、そういった面で十分、不十分があるかもしれませんが、それは、例えば議会が機関として求める共有された何か、研究しなければいけない課題が合意できた上でできることっていうのが明確化されてない状況からいくと、なかなか現時点では実現してないこともあるだろうという前提で、参考人招致についてはされているので、それこそ80点に達してるかどうかというような点数評価からいけば、参考人招致をしてるということでAという判定にさせていただきました。

○**戸田委員長** 次、日本共産党米子市議団、錦織委員さん。

○**錦織委員** 参考人招致の制度は大いに活用していますけれども、もうちょっと公聴会だとか、そういったことの実績がないので、そういったせっかく制度があるので、意識してやっぱり議会としても活用するような方向性を考えていくことが必要じゃないかと思ひましてBにしました。

○**戸田委員長** 質疑に移りたいと思います。質疑はございますか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 中田委員さん、錦織委員さんとほぼ同じなんですけど、うちは悩んだ結果A判定にさせていただいております。これが、公聴会がなかったからとか、専門調査がなかったからといって、そこの分が点数的に下がってっていう評価をされたのか、それとも議会の意思としてこういうのをやる機会が今期はなかったのか、そこがたまたまなかっただけですよっていうような感じで、最終的にうちのように、実績としては参考人制度は使ってますよっていうことで、この制度を特に全て否定するものではなくて、全てできますよっていうバックグラウンドがあった状態で、実績としてはこうでした、やる分にはやりますよっていう評価だったのか、その辺は皆さんどういうふうに評価されましたでしょうか。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私どもは、先ほどちょっと御意見の中にありましたけれども、その制度自体は保有していて、機関決定すれば使うことは可能だということで、その制度自体は保障されているという受け止めをしております。それで、会派の政務調査だとか、議員個々の政務調査とかもあって、情報収集や参考意見の聴取はしておりますので、機関として、例えば我々の会派や、あるいは個々の議員のレベルではない、もっと高度な判断に必要な知見が必要な場面とか、そういったところにあって初めて機関でやるというようなケースのほうがあるんであろうけども、そういう制度はあってもそれが実現することがなかったということで、参考人招致はされているのでということでの判定としております。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

錦織委員。

○**錦織委員** そういう意味でいいますと、専門調査っていうか、専門家についていろいろ意見を聞く場がもう少しあってもよかったかなという反省も含めてですね、例えばこの間、産廃の地質調査、それから水質調査だとか、そういったときに、いけば進めたい側の調査結果っていうか、そういったものが出されたわけですけども、そういうときに、そうではないほうの人の意見、専門家の意見を聞くだとか、そういったこともできたなという、

この議会の中で、そこでまたいろいろと深めることが、産廃処分場をつくるにしても、もっと深めることができたのではないかなという反省の下に、やっぱりB判定だなというふうに思います。可能性、そういうものが課題がなかったっていうわけじゃなくて、今までね。原発の問題にしても、中国電力さんがいろいろ説明に来られたときとか、避難計画だとか、そういったことで、それは危ないですよと、不十分ですよっていう論も専門家の人から聞くとか、そういう場を設けてもよかったんじゃないかという反省の下にしていますので、Bだというふうにあえて言わせてもらいます。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 意見集約を図らせてもらってもよろしいですか。

そうしますと、自由創政さんがA、蒼生会がA、よなご・未来さんがB、公明党議員団がA、信風さんがA、日本共産党米子市議団がBということで、AとBでございますが、共産党市議団さんは変わらないということでよろしいですか。

○錦織委員 はい。

○戸田委員長 国頭委員さんはどうでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 変わらずということで。

○戸田委員長 いかがいたしましょう、持ち帰りますか。

〔「やっても変わらなけど。」と声あり〕

変わらないですね。それでは、持ち帰りということでよろしいですか。その代わりAかBかということでよろしいですか。

○今城委員 持ち帰ってどうする、変わらないっておっしゃってる。

○戸田委員長 変わらない。

○今城委員 決を採るかどうかを決めらんといけんじゃないですか。

○戸田委員長 決を採りますか。国頭委員はどうですか。

国頭委員。

○国頭委員 持ち帰りで。

○戸田委員長 持ち帰り。じゃあ、持ち帰りでAかBかということで。

ちょうど時間が来ましたので、よろしいですか。

本日は、ここまで進めさせていただきました。次回は、8月26日に開催予定の議会運営委員会で協議させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、こちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

奥岩委員。

○奥岩委員 次回の進め方なんですけど、今回のように進めていって、今日が5条の3項で終わってますんで、次、5条の4項から入るのか、それとも持ち帰り案件から先にされますか、どちらにされますでしょうか。

○戸田委員長 持ち帰り案件からです。

○奥岩委員 ありがとうございます。

○戸田委員長 いいですか。持ち帰り案件から決を採っていただきたいというふうに思い

ます。

錦織委員。

○**錦織委員** 持ち帰って、それで変わりませんかという場合に、それはここの総意として何らかの形を、挙手だとかそういうことでされる。

○**戸田委員長** えっ。

○**錦織委員** 持ち帰り案件を持ち帰ったけれども、変わりました、Aになりましたよっていう場合は問題ないんですけど、BのままだとかCのままだとかっていう場合については、どういう対応をされるのかっていうのを……。

○**戸田委員長** 採決を採りたいと思います。

○**錦織委員** 採決を採られる。

○**戸田委員長** 採りたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**戸田委員長** 事務局から何かございますか。ないですか。

〔「ございません」と毛利事務局長〕

○**戸田委員長** 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○**戸田委員長** それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午後２時５２分 閉会**

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次